

「クールアース・パートナーシップ」進捗状況（H20.1.23、全72ヶ国）

具体的支援策を実施／検討中（21ヶ国）

インドネシア

- ・(H19.11) 政策協議の開催に合意(H20.3実施)
- ・(H20.8)「気候変動対策プログラム・ローン」(供与限度額約308億円)の供与に係るE/Nを締結。アドバイザリー・モニタリングチームを派遣。
- ・(H20.10)「泥炭湿地林における原野火災に係るカーボンマネジメント(技術協力)」を採択。
- ・(H20.11)「気候変動対策プログラム・ローン」の運営委員会第1回会合を開催。

ツバル・(H20.2-3) 外務・国交・環境省、JICA等から構成される調査団派遣。

- ・(H20.10)「海面上昇に対するツバル国の生態工学的維持(技協)」採択。

セネガル、マダガスカル、ガイアナ

- ・(H20.3) ノン・プロ無償(「セ」:8億円、「マ」:9億円「ガ」:5億円)供与。

ナミビア、ニジェール

- ・(H20.8-9) 日・UNDPパートナーシップ基金より「コミュニティー・ベースによる気候変動への適応プロジェクト」を承認。(我が国要請額40万ドル)

ブルキナファソ

- ・(H20.12)日・UNDPパートナーシップ基金より「ブルキナファソにおけるCDMの能力強化」プロジェクトを承認(我が国支援額30万ドル)。

ルワンダ

- ・(H20.12)日・UNDPパートナーシップ基金より「京都議定書の下でのルワンダにおけるCDMプロジェクトの能力強化」プロジェクトを承認(我が国支援額30万ドル)

エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コンゴ(共)、セネガル、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、マラウイ、モザンビーク、モロッコ、レソト、ルワンダ

- ・(H20.12)日・UNDP共同枠組(総額9,210万ドル規模)の下での支援の実施を承認。

エチオピア

- ・(H20.10) 草の根無償「アディスアベバ市有機・循環農業による女性自立支援計画」承認。

モルドバ・(H20.9)草の根無償「ヒルトプル・マレ村初等教育施設環境整備計画」承認。

その他「クールアース・パートナーシップ」を構築した国（51ヶ国）

◎ 共同声明（19カ国）

- ・ペルー (H20.3、日・ペルー首脳会談の共同声明)、
- ・ラオス (H20.5、日・ラオス首脳会談後の共同発表)、
- ・SICA諸国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ(共)、ペリーズ)、スリナム (H20.4、日・中米フォーラムの共同声明、(H20.5、気候変動に係る中米・カリブ首脳会合における共同宣言)、
- ・カザフスタン (H20.6、日・カザフスタン首脳会談の共同声明)、
- ・PIF諸国(キリバス、クック諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ及びマーシャル) (H20.8、太平洋諸島フォーラムのコミュニケ)

◎ 口上書接到（26カ国）

- (H20.6) ウルグアイ、ベナン、モルディブ、ヨルダン
- (H20.7) パラオ、イエメン、ボツワナ、スリランカ、サモア、ポリビア
- (H20.8) 東ティモール、ミクロネシア、ソロモン、トーゴ、ブルンジ
- (H20.9) セルビア、セーシェル、マリ
- (H20.10) シリア、グルジア
- (H20.11) ボスニア・ヘルツェゴビナ、パラグアイ、タジキスタン、コモロ連合
- (H20.12) モンゴル、タンザニア

◎ 政策協議実施（6カ国）

- (H20.7)ベトナム、バングラデシュ、
- (H20.8)PNG、(H20.9)フィリピン、
- (H20.10)エジプト、(H20.11)コロンビア